

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

一般財団法人日本穀物検定協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間

2 内容

- ・子が3歳に達するまで、終業時間を15分繰上げることができる。
- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、始業・終業時間の15分単位の繰上げ又は繰下げをすることができる。

- ・2023年12月までに、年次有給休暇の取得率を、一人あたり平均45%以上とする。

【対策】

- ・「年次有給休暇付与計画表」を作成し、職場内の休暇予定日を共有する。
- ・業務の改善、効率化を推進するとともに、業務の繁閑を考慮しながら計画的な年次有給休暇の取得に努める。